

各 会 員 殿

全国理容生活衛生同業組合連合会
理 事 長 大 森 利 夫

「理容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
《改訂版》のご送付について

日頃は、当連合会の諸事業推進につきましてご尽力を賜り深謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大予防につきましては、「新型コロナウイルスガイドラインセミナー」の開催等、各組合・支部等において積極的に取り組まれていることと存じますが、昨年 12 月 28 日付で、標記ガイドラインがよりサロンの現場に即した内容に改訂されましたのでご送付致します。

つきましては、傘下組合員に同ガイドラインの改訂内容の周知徹底をお願い申し上げますとともに、理容師およびお客さまが今後とも安心してご利用いただける理容サロンづくりにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、同ガイドライン《改訂版》は全理連ホームページに掲載しております。

《改訂内容》

- ・P2 人と人が対面する受付等の場所では、対人距離を確保するかアクリル板や透明ビニールカーテンなどで遮蔽するよう工夫する。
- ・P2 電子マネー等非接触決済の導入を奨励するとともに支払時にコイントレーの使用などにより、接触機会を減らすよう努める。
- ・P2 施設の換気について、厚生労働省作成「「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」を参考に取り組む。
- ・P3 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）、もしくは、各地域の通知サービスの活用を促すため、QR コードを店内に掲示する。
- ・P3 予約時に事前の検温をお願いするか、来店時での検温を行い、発熱の有無を確認するよう努める。
- ・P3 マスクを持参していない顧客へは、マスクを配布もしくは販売する。
- ・P3 十分な距離（ソーシャルディスタンス（顧客への施術中を除き、1 m以上確保するよう努める））を確保すること。
- ・P4 休憩室および使用する際の待合室は、十分に換気することに努める。
- ・P6 新型コロナウイルス感染症についての相談目安及び「保健所」、「受診・相談センター」の連絡先を従業員に周知徹底を図る。 (以上)